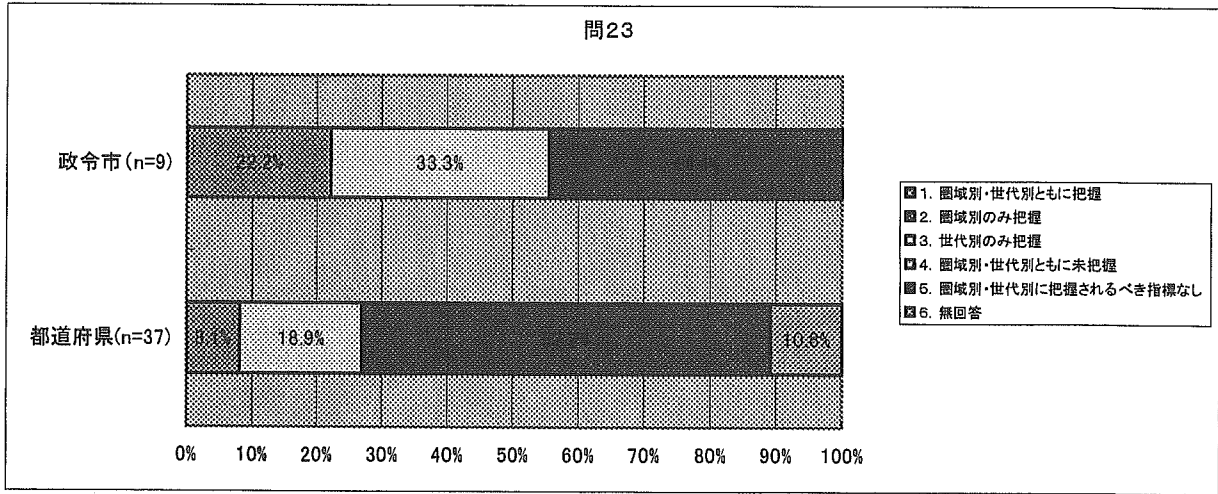


事前評価・事後評価別に評価指標が設定されているかどうかについては、都道府県、政令指定都市共に「3. 事後評価のみ設定されている」という回答が最も多かった（都道府県は56.8%、政令指定都市は77.8%）。一方で「1. 事前評価・事後評価共に設定されている」と回答した自治体は都道府県においては27.0%、政令指定都市においては0.0%、「2. 事前評価のみ設定されている」と回答した自治体は都道府県においては2.7%、政令指定都市においては11.1%と、評価指標は主に事後評価を対象に設定されていることが明らかになった。

**問23 評価指標に基づくデータの中で圏域別・世代別に把握される必要があるものに関して、圏域別・世代別の把握が行われていますか(単一回答)。**

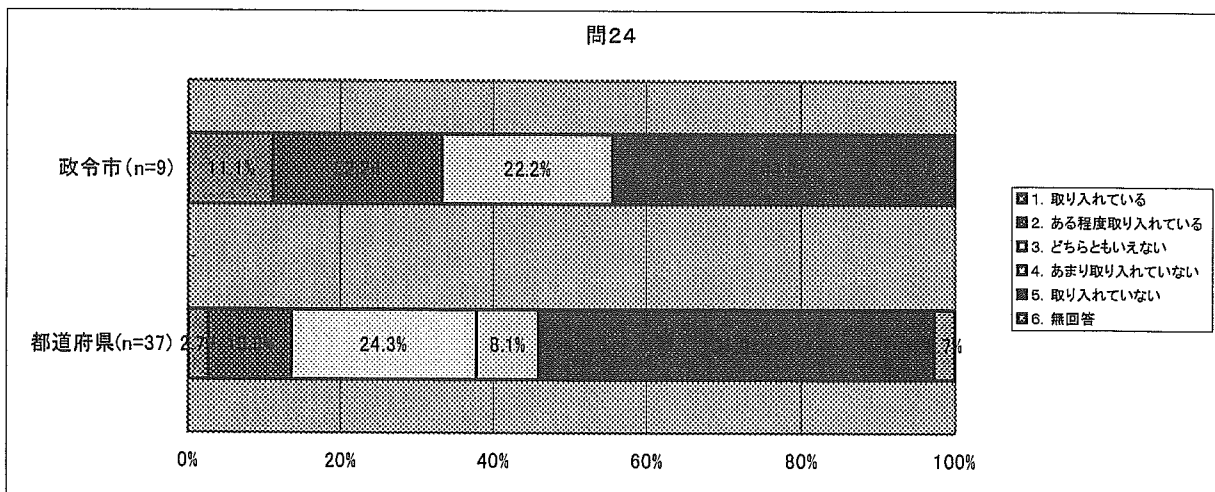
	1. 圏域別・世代別ともに把握	2. 圏域別のみ把握	3. 世代別のみ把握	4. 圏域別・世代別ともに未把握	5. 圏域別・世代別に把握されるべき指標なし	6. 無回答	計
都道府県(n=37)	3	0	0	7	23	4	37
(%)	8.1%	0.0%	0.0%	18.9%	62.2%	10.8%	100.0%
政令市(n=9)	2	0	0	3	4	0	9
(%)	22.2%	0.0%	0.0%	33.3%	44.4%	0.0%	100.0%



評価指標に基づくデータの中で圏域別・世代別に把握されるべきものが圏域別・世代別に把握されているかどうかについては、都道府県、政令指定都市共に「5. 圏域別・世代別に把握されるべき評価指標が設定されていない」という回答が最も多くなった（都道府県が62.2%、政令指定都市が44.4%）。

**問24 評価指標に基づくデータを分析する際の手法に科学的・学術的な手法を取り入れていますか(単一回答)。**

	1. 取り入れている	2. ある程度取り入れている	3. どちらともいえない	4. あまり取り入っていない	5. 取り入っていない	6. 無回答	計
都道府県(n=37)	1	4	9	3	19	1	37
(%)	2.7%	10.8%	24.3%	8.1%	51.4%	2.7%	100.0%
政令市 (n=9)	1	2	0	2	4	0	9
(%)	11.1%	22.2%	0.0%	22.2%	44.4%	0.0%	100.0%

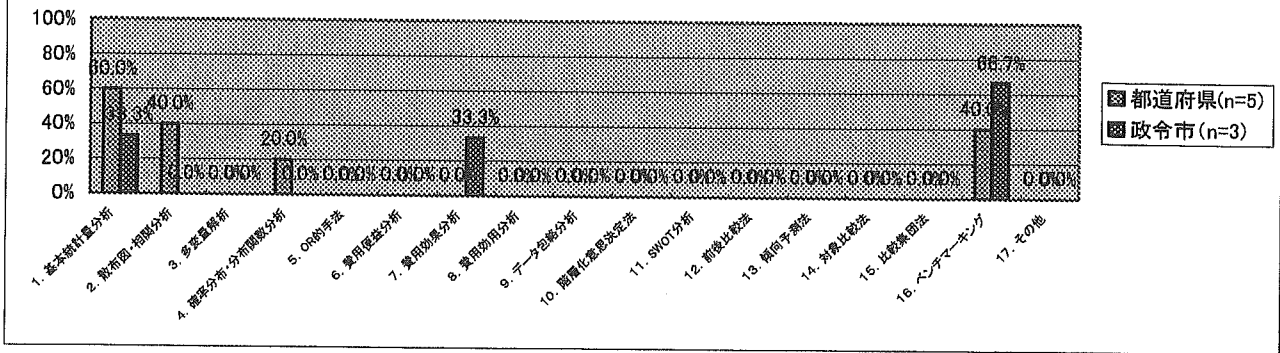


評価指標に基づくデータを分析する際に科学的・学術的な手法を取り入れているかどうかについては、「4. あまり取り入れていない」と「5. 取り入れていない」の合計が、都道府県においては 59.5%、政令指定都市においては 66.6%となった。一方で「1. 取り入れている」と「2. ある程度取り入れている」の合計が、都道府県においては 13.5%、政令指定都市においては 33.3%と、評価指標に基づくデータの分析に科学的・学術的な手法を取り入れている自治体はあまり多くないことが明らかになった。

**問24-1 問24で1か2と回答された方にお聞きします。評価指標に基づくデータを分析する際の手法として貴自治体で取り入れられているものは何ですか(複数回答)。**

	1. 基本統計分析	2. 散布図・相関分析	3. 多変量解析	4. 確率分布・分布関数分析	5. OR的手法	6. 費用便益分析	7. 費用効果分析
都道府県(n=5) (%)	3 60.0%	2 40.0%	0 0.0%	1 20.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
政令市(n=3) (%)	1 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 33.3%
	8. 費用効果分析	9. データ包絡分析	10. 階層化意思決定法	11. SWOT分析	12. 前後比較法	13. 傾向予測法	14. 対象比較法
都道府県(n=5) (%)	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
政令市(n=3) (%)	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	15. 比較集団法	16. ベンチマーキング	17. その他				
都道府県(n=5) (%)	0 0.0%	2 40.0%	0 0.0%				
政令市(n=3) (%)	0 0.0%	2 66.7%	0 0.0%				

問24-1

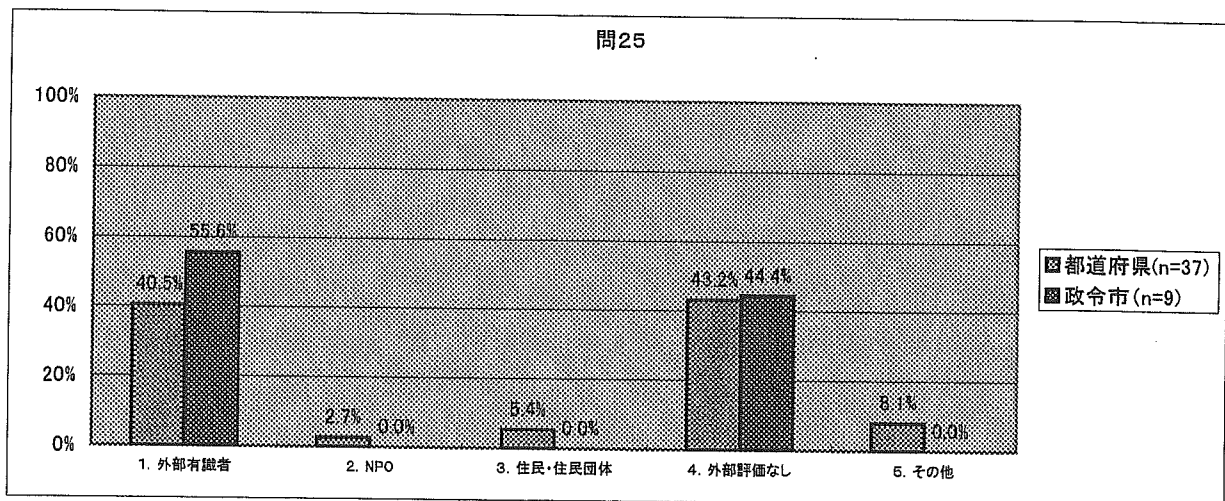


問24において、評価指標に基づくデータの分析に科学的・学術的な手法を取り入れていると回答した（「1. 取り入れている」または「2. ある程度取り入れている」を選択した）自治体を対象にその具体的な内容を質問したところ、都道府県においては「1. 基本統計量分析（平均値・中央値・分散・四分偏差等）」、「2. 散布図・相関分析」、「4. 確率分布・分布関数分析」、「16. ベンチマーキング」といった回答を得た。政令指定都市においては「1. 基本統計量分析（平均値・中央値・分散・四分偏差等）」、「7. 費用効果分析」、「16. ベンチマーキング」といった回答を得た。

#### 4 政策評価における第三者評価(外部評価)について

問25 第三者評価(外部評価)の主体についてお聞きます。貴自治体で実施されている第三者評価(外部評価)の主体は何ですか(複数回答)。

	1. 外部有識者	2. NPO	3. 住民・住民団体	4. 外部評価なし	5. その他
都道府県(n=37) (%)	15 40.5%	1 2.7%	2 5.4%	16 43.2%	3 8.1%
政令市(n=9) (%)	5 55.6%	0 0.0%	0 0.0%	4 44.4%	0 0.0%

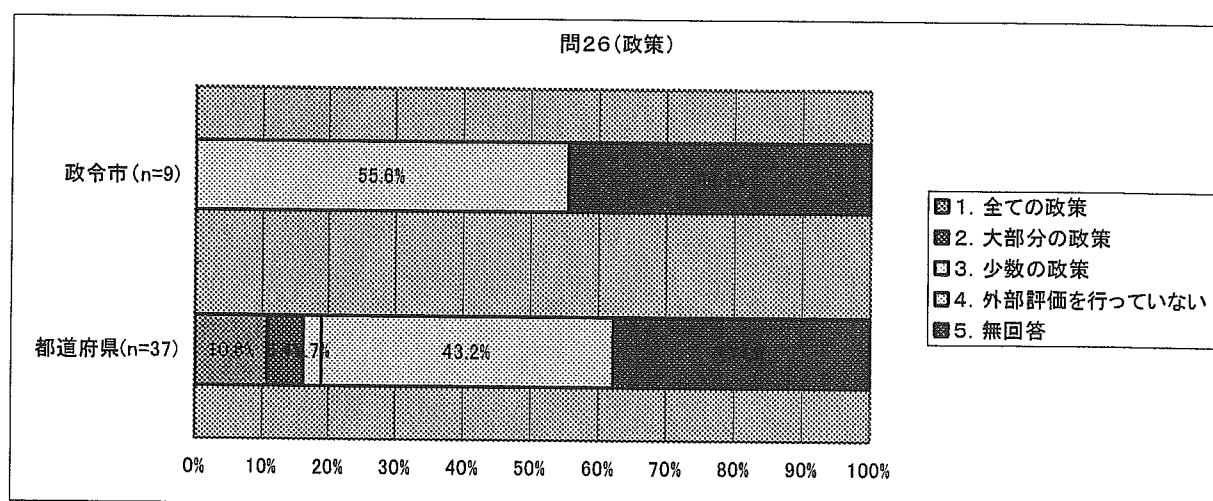


第三者評価(外部評価)の主体については、「1. 専門機関(外部有識者で構成される委員会)」が都道府県において40.5%、政令指定都市において55.6%となった。一方で「4. 外部評価を取り入れていない」自治体が都道府県で43.2%、政令指定都市で44.4%と、第三者評価(外部評価)を政策評価システムに取り入れていない自治体も多い。

問26 第三者評価(外部評価)の対象についてお聞きします。貴自治体で実施されている第三者評価(外部評価)の対象は何ですか(単一回答(ただし「その他」のみ複数回答))。

(政策)

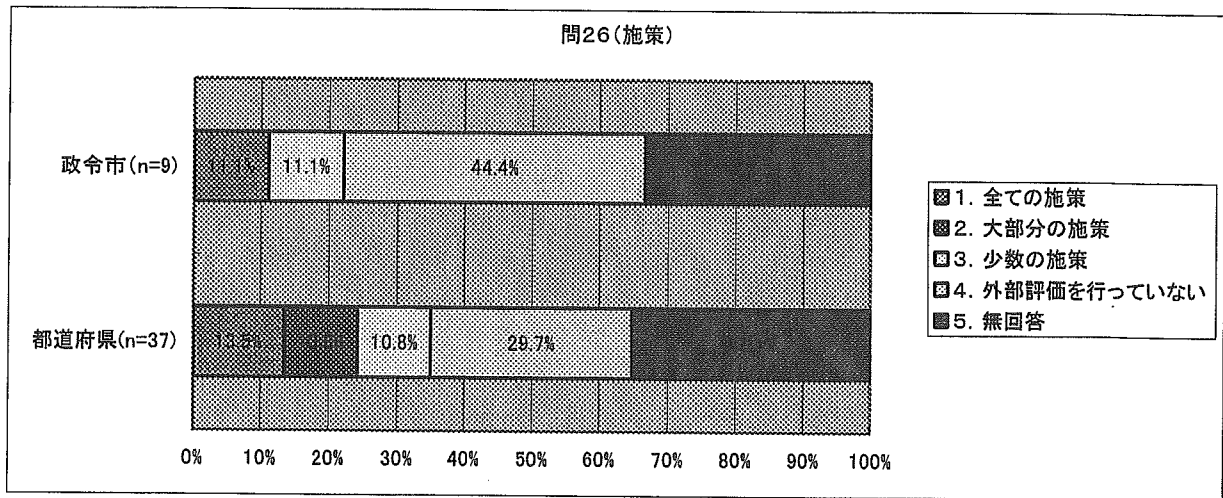
	1. 全ての政策	2. 大部分の政策	3. 少数の政策	4. 外部評価を行っていない	5. 無回答	計
都道府県(n=37) (%)	4 10.8%	2 5.4%	1 2.7%	16 43.2%	14 37.8%	37 100.0%
政令市(n=9) (%)	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	5 55.6%	4 44.4%	9 100.0%



政策を対象とした第三者評価(外部評価)については、「4. 外部評価を行っていない」と回答した自治体が、都道府県においては43.2%、政令指定都市においては55.6%と最も多くなった。政策レベルでの第三者評価(外部評価)を導入している自治体はごくわずかであるという結果となった。

(施策)

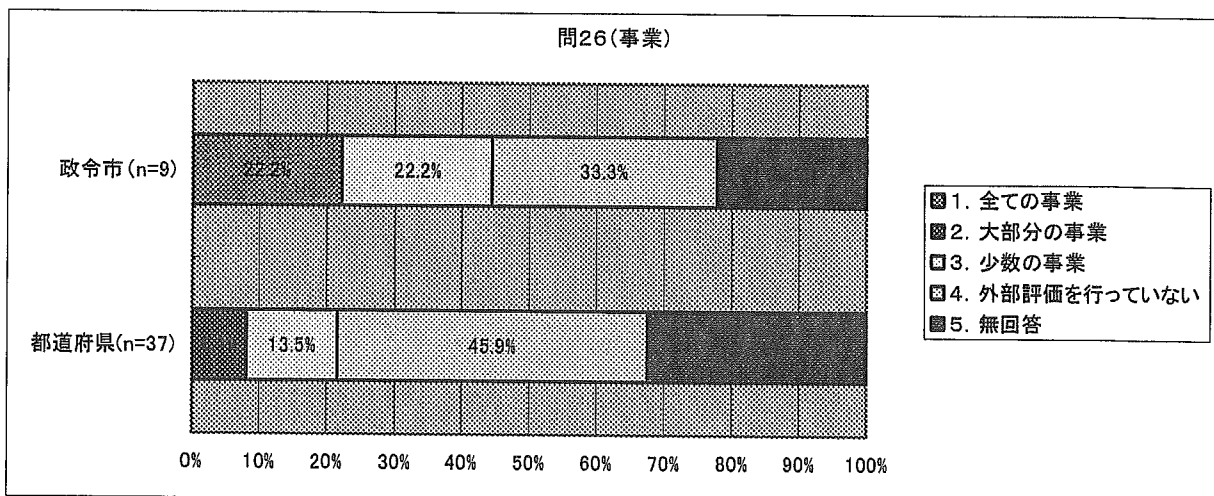
	1. 全ての施策	2. 大部分の施策	3. 少数の施策	4. 外部評価を行っていない	5. 無回答	計
都道府県(n=37) (%)	5 13.5%	4 10.8%	4 10.8%	11 29.7%	13 35.1%	37 100.0%
政令市(n=9) (%)	1 11.1%	0 0.0%	1 11.1%	4 44.4%	3 33.3%	9 100.0%



施策を対象とした第三者評価（外部評価）についても「4. 外部評価を行っていない」と回答した自治体が、都道府県においては29.7%、政令指定都市においては44.4%と多くなった。一方で「1. 全ての施策」と「2. 大部分の施策」の合計が都道府県においては24.3%、政令指定都市においては11.1%と、まだ多くはないが政策レベルの第三者評価（外部評価）に比べて導入が進んでいる。

(事業)

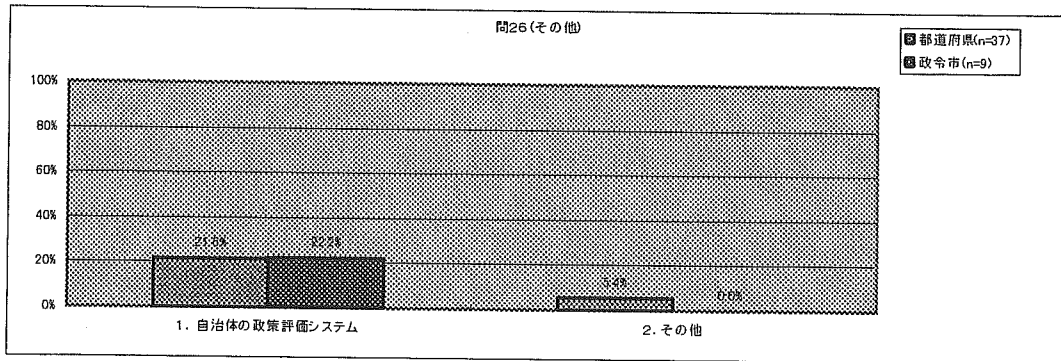
	1. 全ての事業	2. 大部分の事業	3. 少数の事業	4. 外部評価を行っていない	5. 無回答	計
都道府県(n=37)	0	3	5	17	12	37
(%)	0.0%	8.1%	13.5%	45.9%	32.4%	100.0%
政令市(n=9)	2	0	2	3	2	9
(%)	22.2%	0.0%	22.2%	33.3%	22.2%	100.0%



事業を対象とした第三者評価（外部評価）についても「4. 外部評価を行っていない」と回答した自治体が、都道府県においては45.9%、政令指定都市においては33.3%と多くなっている。

(その他)

	1. 自治体の政策評価システム	2. その他
都道府県(n=37) (%)	8 21.6%	2 5.4%
政令市(n=9) (%)	2 22.2%	0 0.0%

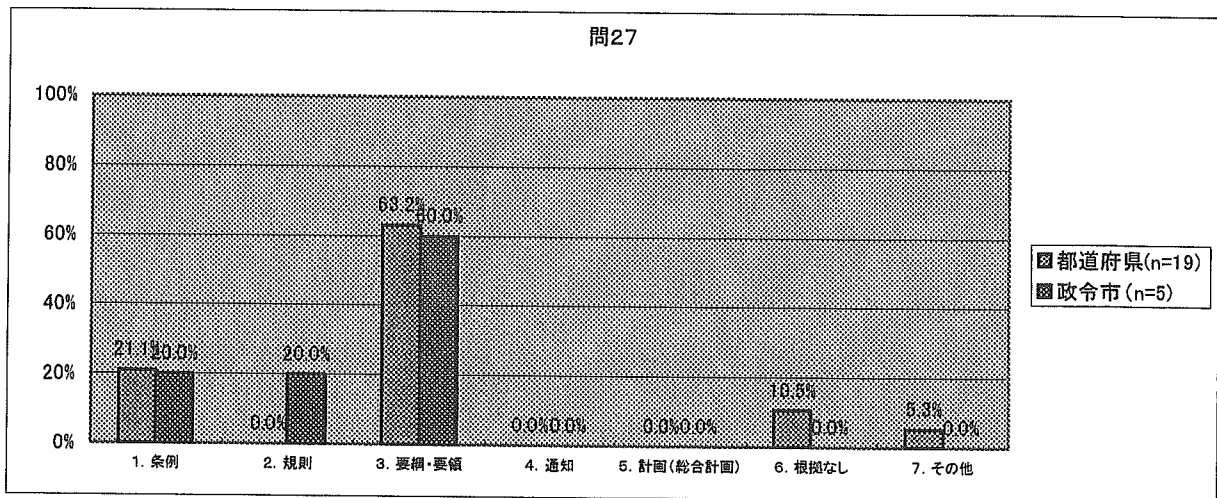


政策・施策・事業の他に、「1. 自治体の政策評価システム」を第三者評価（外部評価）の対象として挙げたのは、都道府県においては21.6%、政令指定都市においては22.2%という結果となった。

**問27 第三者評価(外部評価)の根拠についてお聞きします。貴自治体で実施されている第三者評価(外部評価)の根拠は何ですか(複数回答)。**

	1. 条例	2. 規則	3. 要綱・要領	4. 通知	5. 計画(総合計画)	6. 根拠なし	7. その他
都道府県(n=19) (%)	4 21.1%	0 0.0%	12 63.2%	0 0.0%	0 0.0%	2 10.5%	1 5.3%
政令市(n=5) (%)	1 20.0%	1 20.0%	3 60.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

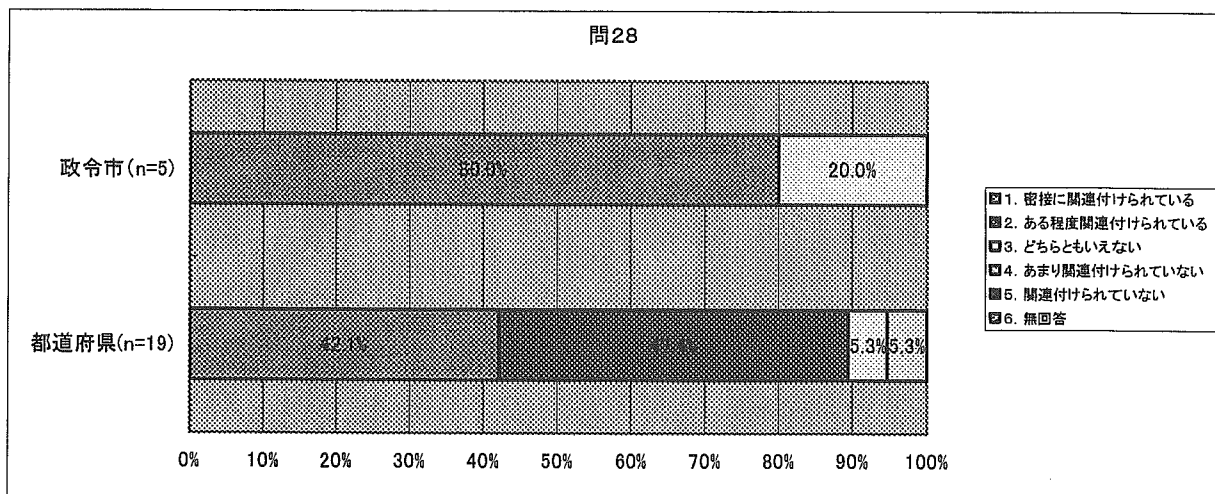




問25において第三者評価(外部評価)を取り入れていると回答した自治体を対象に、第三者評価(外部評価)の根拠について質問したところ、都道府県、政令指定都市共に「3. 要綱・要領」が最も多くなった(都道府県が63.2%、政令指定都市が60.0%)。都道府県においては次いで「1. 条例」(21.1%)、「6. 特に根拠はない」(10.5%)の順となった。政令指定都市においては次いで「1. 条例」、「2. 規則」(共に20.0%)となった。

**問28 第三者評価(外部評価)が貴自治体の政策評価システムに密接に関連付けられていますか(単一回答)。**

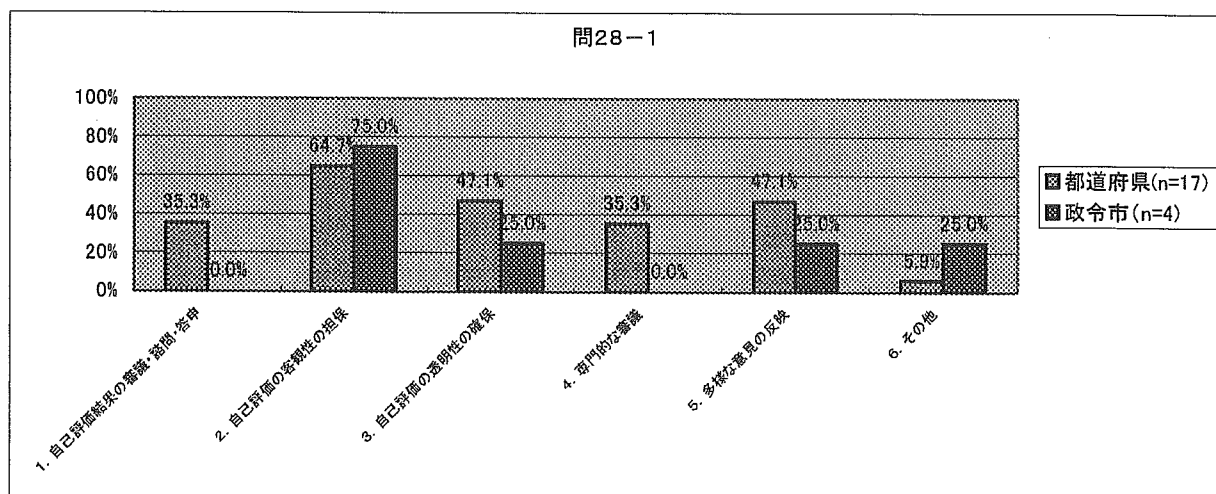
	1. 密接に関連付けられている	2. ある程度関連付けられている	3. どちらともいえない	4. あまり関連付けられていない	5. 関連付けられていない	6. 無回答	計
都道府県(n=19) (%)	8 42.1%	9 47.4%	1 5.3%	1 5.3%	0 0.0%	0 0.0%	19 100.0%
政令市(n=5) (%)	4 80.0%	0 0.0%	1 20.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	5 100.0%



第三者評価（外部評価）と自治体の政策評価システムの関連性については、「1. 密接に関連付けられている」と「2. ある程度関連付けられている」の合計が、都道府県においては89.5%、政令指定都市においては80.0%と多くなっている。

**問28-1 問28で1か2と回答された方にお聞きます。第三者評価（外部評価）の政策評価システムの中での位置付けとして明示されているものは何ですか（複数回答）。**

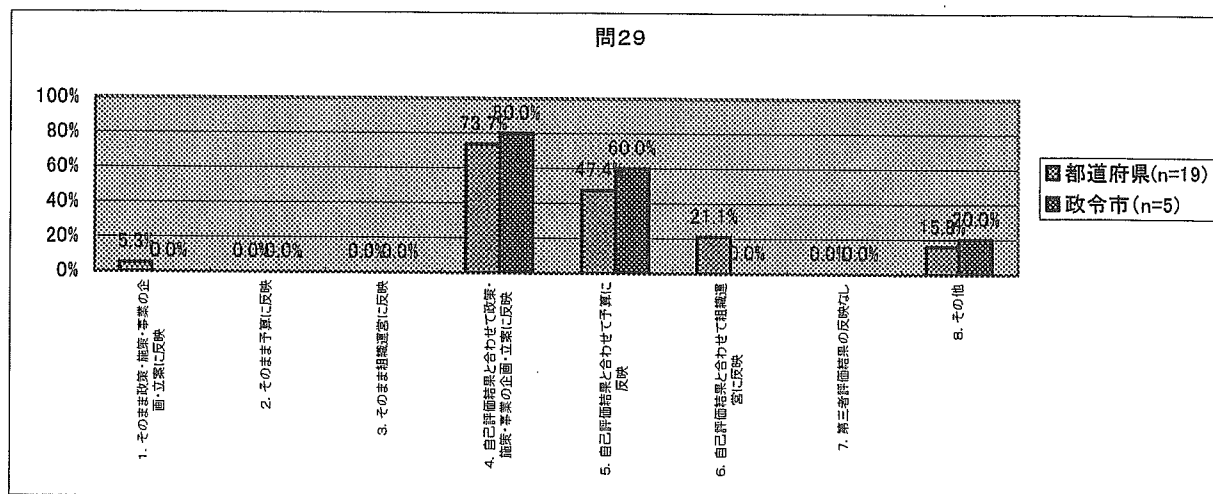
	1. 自己評価結果の審議・諮問・答申	2. 自己評価の客観性の担保	3. 自己評価の透明性の確保	4. 専門的な審議	5. 多様な意見の反映	6. その他
都道府県 (n=17)	6	11	8	6	8	1
(%)	35.3%	64.7%	47.1%	35.3%	47.1%	5.9%
政令市 (n=4)	0	3	1	0	1	1
(%)	0.0%	75.0%	25.0%	0.0%	25.0%	25.0%



問28において第三者評価（外部評価）が自治体の政策評価システムに関連付けられていると回答した（「1. 密接に関連付けられている」又は「2. ある程度関連付けられている」と回答した）自治体を対象に、第三者評価（外部評価）の政策評価システムの中での位置付けについて質問したところ、都道府県においては「2. 自治体自己評価の客観性の担保」（64.7%）、「3. 自治体自己評価の透明性の担保」（47.1%）、「5. 多様な意見の反映」（47.1%）が多くなっている。政令指定都市においては「2. 自治体自己評価の客観性の担保」（75.0%）が多くなっている。

**問29 第三者評価（外部評価）の反映についてお聞きします。貴自治体で実施されている第三者評価（外部評価）の結果がどのように反映されていますか（複数回答）。**

	1. そのまま政策・施策・事業の企画・立案に反映	2. そのまま予算に反映	3. そのまま組織運営に反映	4. 自己評価結果と合わせて政策・施策・事業の企画・立案に反映	5. 自己評価結果と合わせて予算に反映	6. 自己評価結果と合わせて組織運営に反映	7. 第三者評価結果の反映なし	8. その他
都道府県(n=19) (%)	1 5.3%	0 0.0%	0 0.0%	14 73.7%	9 47.4%	4 21.1%	0 0.0%	3 15.8%
政令市(n=5) (%)	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 80.0%	3 60.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 20.0%

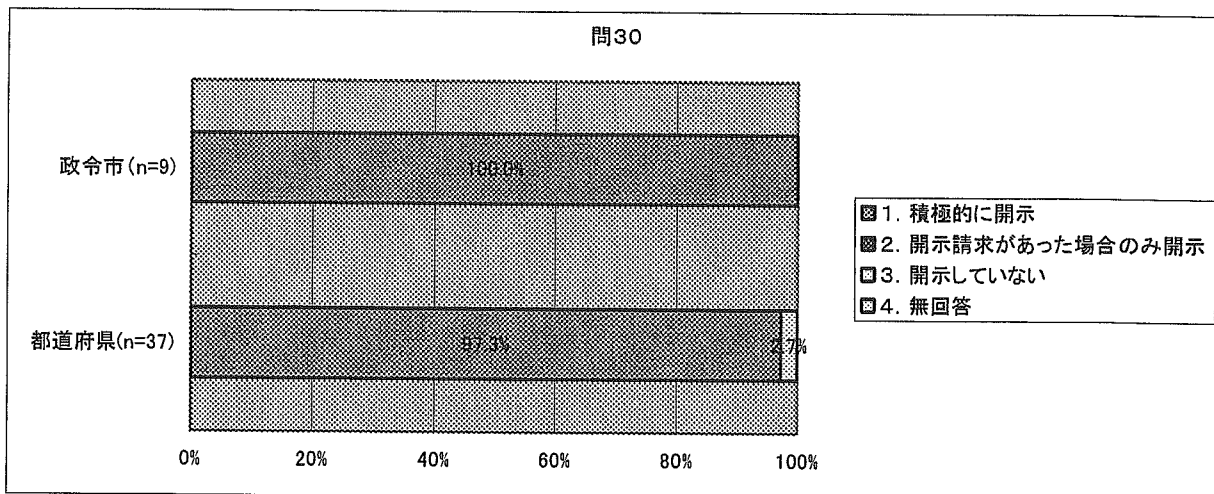


第三者評価（外部評価）結果の反映については、都道府県、政令指定都市共に「4. 自治体の政策評価（自己評価）結果と合わせて政策・施策・事業の企画立案に反映」（都道府県は 73.7%、政令指定都市は 80.0% ）、「5. 自治体の政策評価（自己評価）結果と合わせて予算に反映」（都道府県は 47.4%、政令指定都市は 60.0%）と多くなっている。一方で「1. 第三者評価（外部評価結果）がそのまま政策・施策・事業の企画・立案に反映」（都道府県は 5.3%、政令指定都市は 0.0%）、「2. 第三者評価（外部評価結果）がそのまま予算に反映」（都道府県、政令指定都市共に 0.0%）、「3. 第三者評価（外部評価結果）がそのまま組織運営に反映」（都道府県、政令指定都市共に 0.0%）はほとんど無く、第三者評価（外部評価）結果がそのまま反映されるのではなく、自治体の自己評価結果と合わせて反映されるケースが多いことがわかる。

## 5 政策評価における住民参加について

### 問30 政策評価の情報開示が積極的に行われていますか(単一回答)。

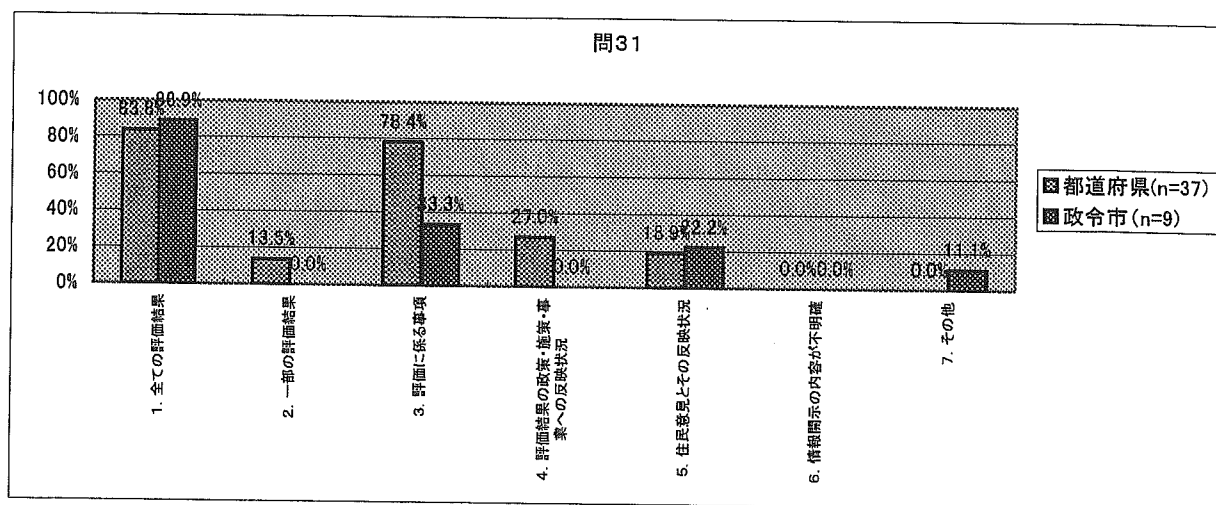
	1. 積極的に開示	2. 開示請求があった場合のみ開示	3. 開示していない	4. 無回答	計
都道府県(n=37) (%)	36 97.3%	0 0.0%	0 0.0%	1 2.7%	37 100.0%
政令市(n=9) (%)	9 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	9 100.0%



政策評価の情報開示については、都道府県、政令指定都市共にほぼ全ての自治体が「1. 積極的に開示している」という結果となった（都道府県が97.3%、政令指定都市が100.0%）。

問31 政策評価の情報開示の内容についてお聞きします。貴自治体において実施されている政策評価の情報開示の内容はどのようなものになっていますか(複数回答)。

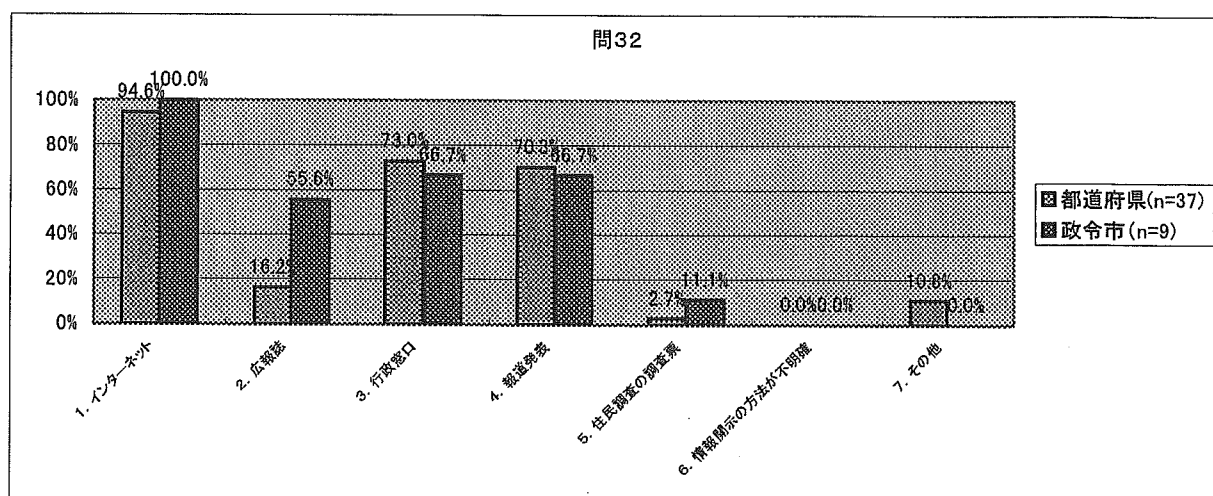
	1. 全ての 評価結果	2. 一部の 評価結果	3. 評価に 係る事項	4. 評価結 果の政策・ 施策・事業 への反映 状況	5. 住民意 見とその反 映状況	6. 情報開 示の内容 が不明確	7. その他
都道府県(n=37) (%)	31 83.8%	5 13.5%	29 78.4%	10 27.0%	7 18.9%	0 0.0%	0 0.0%
政令市(n=9) (%)	8 88.9%	0 0.0%	3 33.3%	0 0.0%	2 22.2%	0 0.0%	1 11.1%



政策評価の情報開示の内容については、都道府県においては「1. 全ての評価結果（評価書及びその要旨）」（83.8%）や「3. 評価に係る事項（評価システムの概要・評価プロセス等）」（78.4%）が多くなった。政令指定都市においては「1. 全ての評価結果（評価書及びその要旨）」（88.9%）が多くなった。

**問32 政策評価の情報開示の方法についてお聞きします。貴自治体において実施されている政策評価の情報開示の方法はどのようなものになっていますか(複数回答)。**

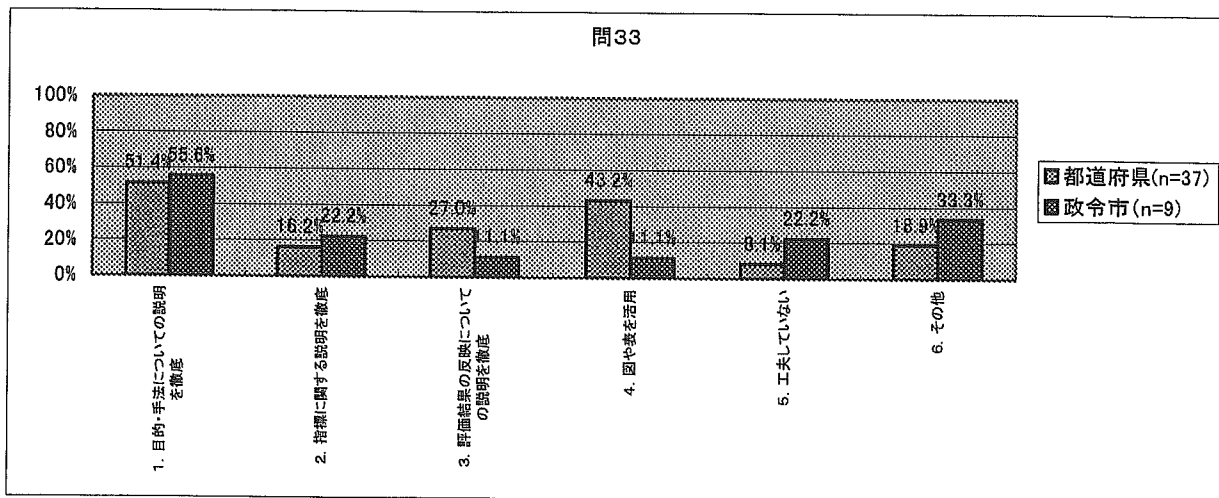
	1. インターネット	2. 広報誌	3. 行政窓口	4. 報道発表	5. 住民調査の調査票	6. 情報開示の方法が不明確	7. その他
都道府県(n=37)	35	6	27	26	1	0	4
(%)	94.6%	16.2%	73.0%	70.3%	2.7%	0.0%	10.8%
政令市(n=9)	9	5	6	6	1	0	0
(%)	100.0%	55.6%	66.7%	66.7%	11.1%	0.0%	0.0%



政策評価の情報開示の方法については、都道府県においては「1. インターネット（自治体のホームページ）」(94.6%)、「3. 行政窓口」(73.0%)、「4. マスコミを通じた公表（報道発表）」(70.3%)が多くなった。政令指定都市においては「1. インターネット（自治体のホームページ）」(100.0%)、「2. 広報誌」(55.6%)、「3. 行政窓口」(66.7%)、「4. マスコミを通じた公表（報道発表）」(66.7%)が多くなった。一方で「5. 住民調査の調査票を使用した情報提供」は都道府県、政令指定都市共に少ないという結果となった（都道府県が2.7%、政令指定都市が11.1%）。

問33 政策評価の情報開示の内容を住民に理解しやすいものにするために、貴自治体ではどのような工夫をしていますか(複数回答)。

	1. 目的・手法についての説明を徹底	2. 指標に関する説明を徹底	3. 評価結果の反映についての説明を徹底	4. 図や表を活用	5. 工夫していない	6. その他
都道府県(n=37) (%)	19 51.4%	6 16.2%	10 27.0%	16 43.2%	3 8.1%	7 18.9%
政令市(n=9) (%)	5 55.6%	2 22.2%	1 11.1%	1 11.1%	2 22.2%	3 33.3%

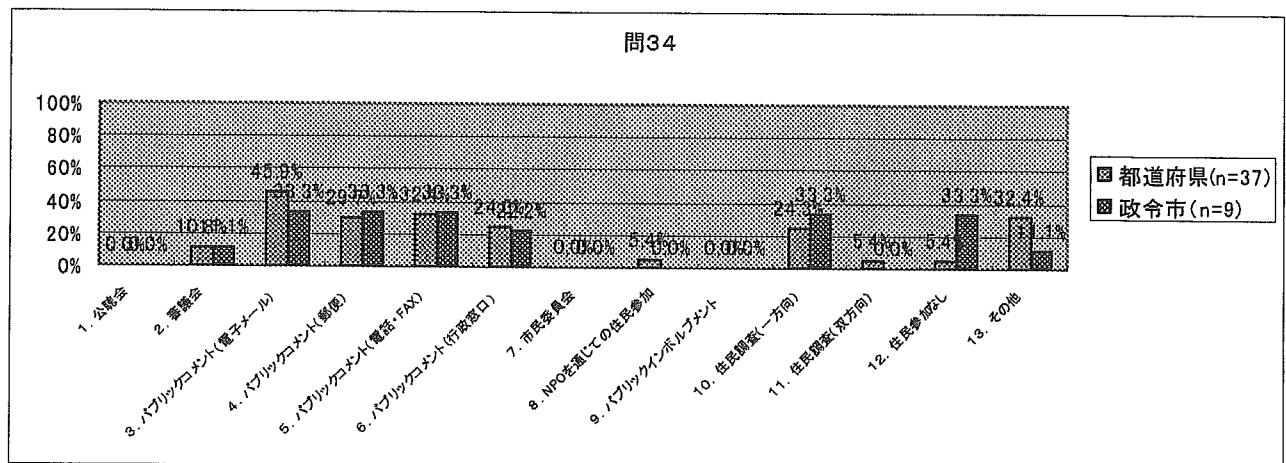


政策評価の情報開示方法の工夫については、都道府県、政令指定都市共に「1. 評価の目的・手法についての説明を徹底している」が最も多くなった(都道府県が51.4%、政令指定都市が55.6%)。都道府県においては次いで「4. 図や表を有効に使うって視覚的に理解しやすいように工夫されている」(43.2%)、「3. 評価結果が今後の政策の展開にどのように反映されていくのかをしっかりと説明している」(27.0%)となっている。なお「5. その他」の回答として「県政モニター等県民の意見を聞きわかりやすい評価となるよう検討している」や「専門用語をできる限り使わないように指導している」といった回答を得た。



問34 政策評価への住民参加についてお聞きします。貴自治体において確保されている政策評価への住民参加の形態はどのようなものになっていますか(複数回答)。

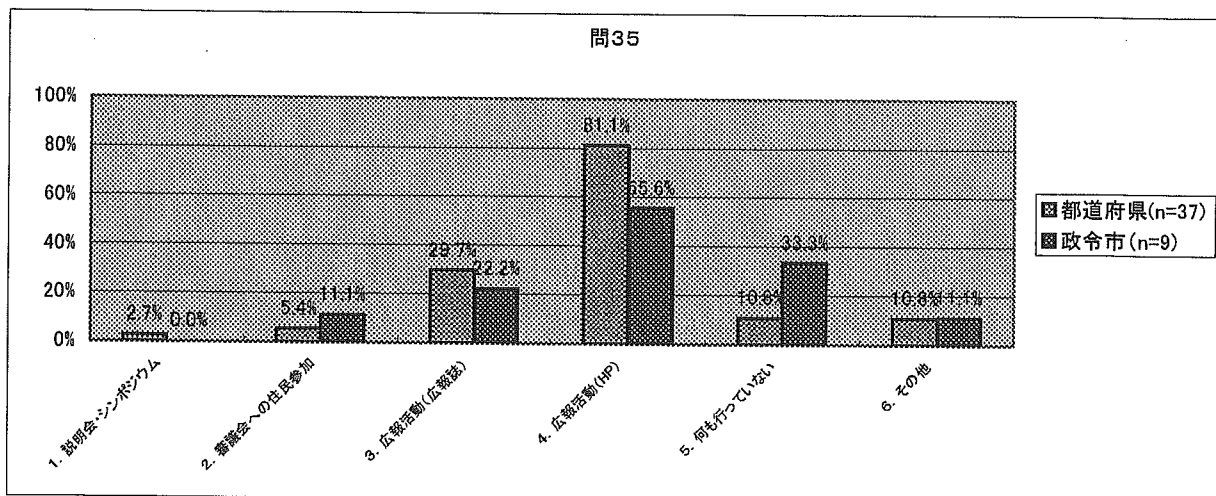
	1. 公聴会	2. 審議会	3. パブリックコメント (電子メール)	4. パブリックコメント (郵便)	5. パブリックコメント (電話・FAX)	6. パブリックコメント (行政窓口)	7. 市民委員会
都道府県(n=37) (%)	0 0.0%	4 10.8%	17 45.9%	11 29.7%	12 32.4%	9 24.3%	0 0.0%
政令市(n=9) (%)	0 0.0%	1 11.1%	3 33.3%	3 33.3%	3 33.3%	2 22.2%	0 0.0%
	8. NPOを通じての住民参加	9. パブリックインボルブメント	10. 住民調査(一方向)	11. 住民調査(双方向)	12. 住民参加なし	13. その他	
都道府県(n=37) (%)	2 5.4%	0 0.0%	9 24.3%	2 5.4%	2 5.4%	12 32.4%	
政令市(n=9) (%)	0 0.0%	0 0.0%	3 33.3%	0 0.0%	3 33.3%	1 11.1%	



政策評価への住民参加の形態については、都道府県においては「3. パブリックコメント (電子メールによる住民意見の公募)」(45.9%)、「5. パブリックコメント (電話・FAX を利用した住民意見の公募)」(32.4%)、「4. パブリックコメント (郵便を利用した住民意見の公募)」(29.7%)、「6. パブリックコメント (行政窓口を利用した住民意見の公募)」、「10. 住民調査 (一方向)」(共に 24.3%) の順となった。政令指定都市においては「3. パブリックコメント (電子メールによる住民意見の公募)」、「4. パブリックコメント (郵便を利用した住民意見の公募)」、「5. パブリックコメント (電話・FAX を利用した住民意見の公募)」、「10. 住民調査 (一方向)」が33.3%となった。また「11. 住民調査 (双方向コミュニケーション調査)」と回答した自治体は都道府県において5.4%、政令指定都市においては0.0%と少ないという結果となった。

問35 政策評価への住民参加を促すために、貴自治体が現在取り組んでいる事業は何ですか（複数回答）。

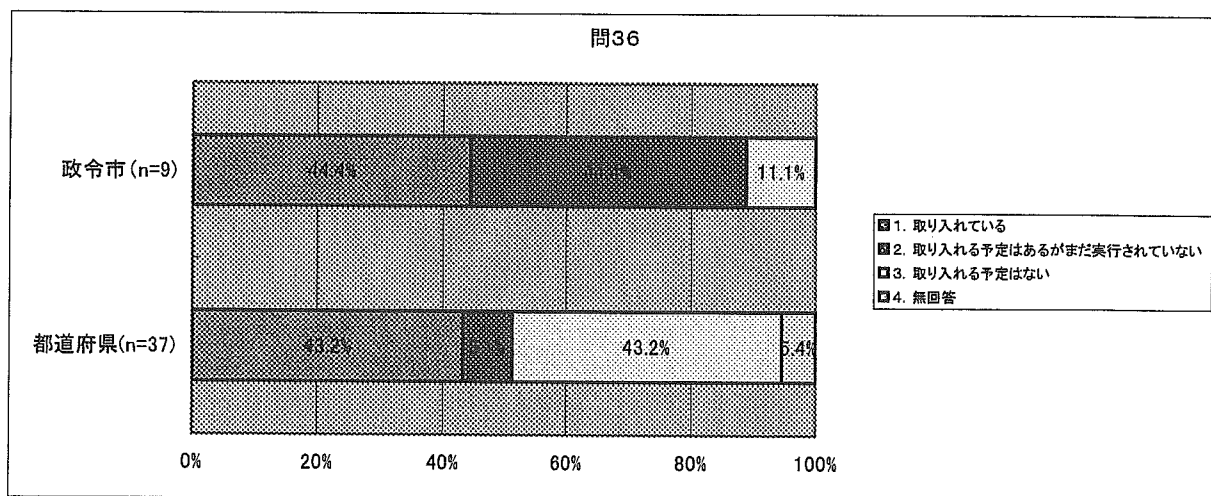
	1. 説明会・シンポジウム	2. 審議会への住民参加	3. 広報活動(広報誌)	4. 広報活動(HP)	5. 何も行っていない	6. その他
都道府県(n=37) (%)	1 2.7%	2 5.4%	11 29.7%	30 81.1%	4 10.8%	4 10.8%
政令市(n=9) (%)	0 0.0%	1 11.1%	2 22.2%	5 55.6%	3 33.3%	1 11.1%



政策評価への住民参加を促すための取り組みについては、都道府県、政令指定都市共に「4. 広報活動（ホームページ）」が最も多くなった（都道府県が81.1%、政令指定都市が55.6%）。

問36 政策評価に住民満足度調査を取り入れていますか（単一回答）。

	1. 取り入れている	2. 取り入れる予定はあるがまだ実行されていない	3. 取り入れる予定はない	4. 無回答	計
都道府県(n=37) (%)	16 43.2%	3 8.1%	16 43.2%	2 5.4%	37 100.0%
政令市(n=9) (%)	4 44.4%	4 44.4%	1 11.1%	0 0.0%	9 100.0%



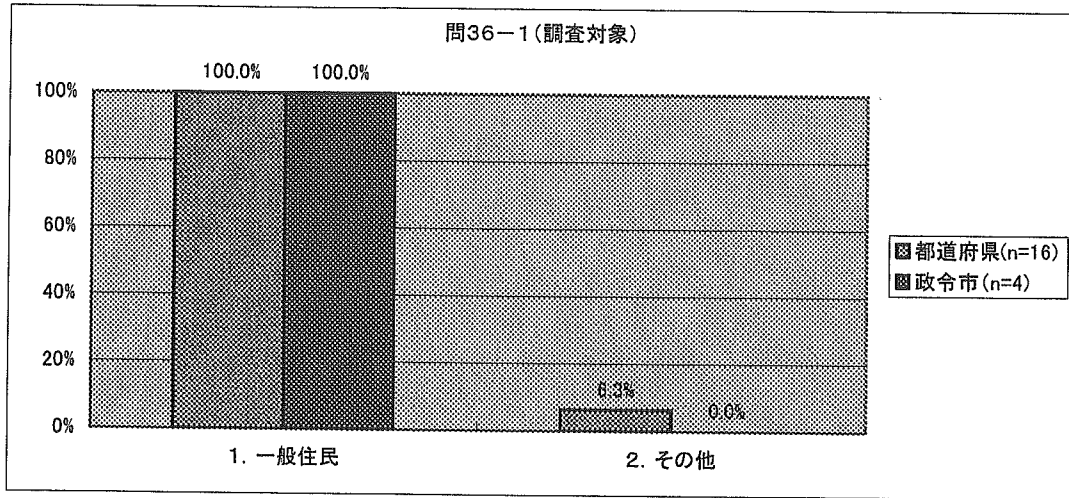
政策評価に住民満足度調査を取り入れている自治体は、都道府県が 43.2%、政令指定都市が 44.4% という結果となった。

**問36-1 問36で1と回答された方に住民満足度調査の概要についてお聞きします。貴自治体で実施している住民満足度調査の概要はどのようになっていますか(単一回答・複数回答)。**

問36において、住民満足度調査を取り入れていると回答した(「1. 取り入れている」を選択した)自治体を対象に、住民満足度調査の概要について質問した。その内容は「調査対象」、「対象人数」、「回収率」、「標本抽出法」、「評価指標」、「評価スケール」、「調査手法」、「評価資料の添付(評価情報の提供)」、「反映」の9項目である。

(調査対象)

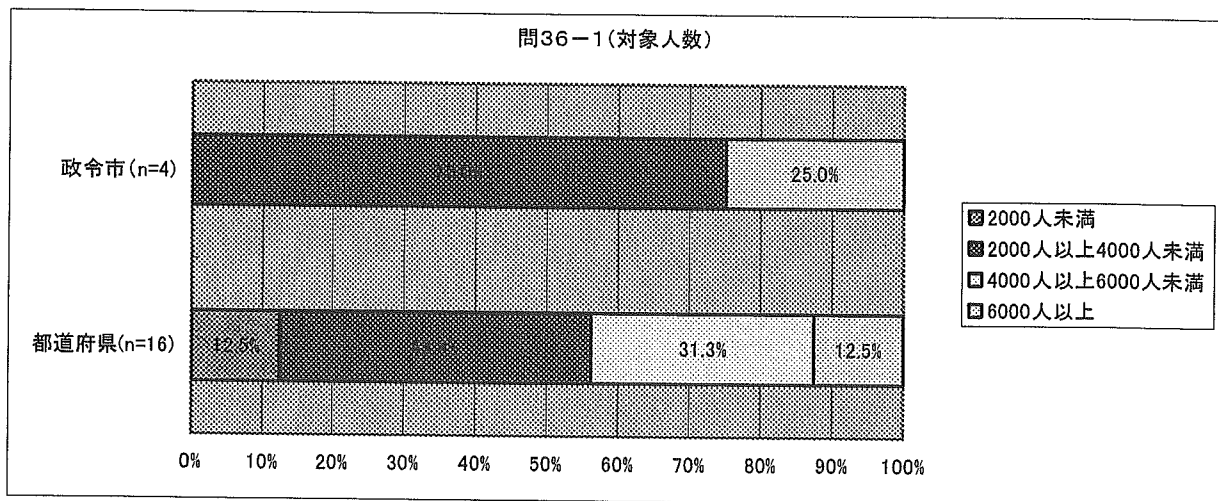
	1. 一般住民	2. その他
都道府県(n=16)	16	1
(%)	100.0%	6.3%
政令市(n=4)	4	0
(%)	100.0%	0.0%



調査対象については都道府県、政令指定都市共に「1. 一般住民（一般県民・一般市民）」が100%となった。「2. その他」としては「有識者（市町村職員・学識者等）」が挙げられる。

(対象人数)

	2000人未満	2000人以上 4000人未満	4000人以上 6000人未満	6000人以上	計
都道府県(n=16)	2	7	5	2	16
(%)	12.5%	43.8%	31.3%	12.5%	100.0%
政令市(n=4)	0	3	0	1	4
(%)	0.0%	75.0%	0.0%	25.0%	100.0%



対象人数については、都道府県、政令指定都市共に「2000人以上 4000人未満」が最も多くなった（都道府県が43.8%、政令指定都市が75.0%）。また対象者数の最大値は9000人であった。